

登米市奨学金 の手引

奨学金は、経済的理由により修学困難とされる生徒・学生などに対して保護者などの保証のもと本人に金銭の貸与を行うことで修学を促すもので、貸与された本人が償還することを原則としています。

登米市教育委員会 教育部 教育総務課

1 貸付を希望する皆さんへ

貸付を希望する皆さんは、自分の掲げる目標にむけて日々努力されていることと思います。

登米市奨学金制度は進学、進級する学生・生徒で経済的理由により修学が困難であると認められる方を対象に奨学金の貸付を行います。

これまで、この制度を利用して修学し、社会人となった先輩が多くいます。その方々からの返還によって、次の貸付を希望する方へ引き継がれていきます。

貸付を希望する際には、この制度の趣旨や内容をよく理解していただいた上で、申請をお願いいたします。

皆さんが、この制度を利用し、自分の掲げる目標達成のために有意義な学生生活を送られることを期待しています。

登米市教育委員会

2 登米市奨学生となるためには

(1) 登米市奨学金の種類

登米市奨学金制度は大きく分けて2種類の制度があります。

1つ目は登米市育英資金貸付基金及び浅野兄妹奨学資金貸付基金です。応募者のうち、豊里町出身の方には浅野兄妹奨学資金貸付基金を、豊里町以外の出身の方には育英資金貸付基金を貸付けしています。

2つ目は上杉奨学金貸付基金です。

※育英資金及び浅野兄妹奨学資金と上杉奨学金の重複応募はできません。

(2) 奨学生の資格

① 登米市育英資金貸付基金及び浅野兄妹奨学資金貸付基金

ア 市内在住であること。(過去に住所を有していたことがある場合も含む。)

イ 最終学年における全教科の平均評定が5段階評価において3.5以上か、成績順位が上位50%以内に入っていること。

ウ 経済的理由により修学が困難であること。

② 上杉奨学金貸付基金

ア 市内在住であること。(過去に住所を有していたことがある場合も含む。)

イ 経済的理由により修学が困難であること。

(3) 奨学金の貸与額

① 登米市育英資金貸付基金及び浅野兄妹奨学資金貸付基金

高等学校

● 自宅通学の場合・・・月額1万円以内

● 自宅通学以外の場合・・・月額3万円以内

高等専門学校、専修学校、短期大学、大学

● 自宅通学の場合・・・月額4万円以内

● 自宅通学以外の場合・・・月額5万円以内

② 上杉奨学金貸付基金

大学、正看護師の資格が取得できる学校

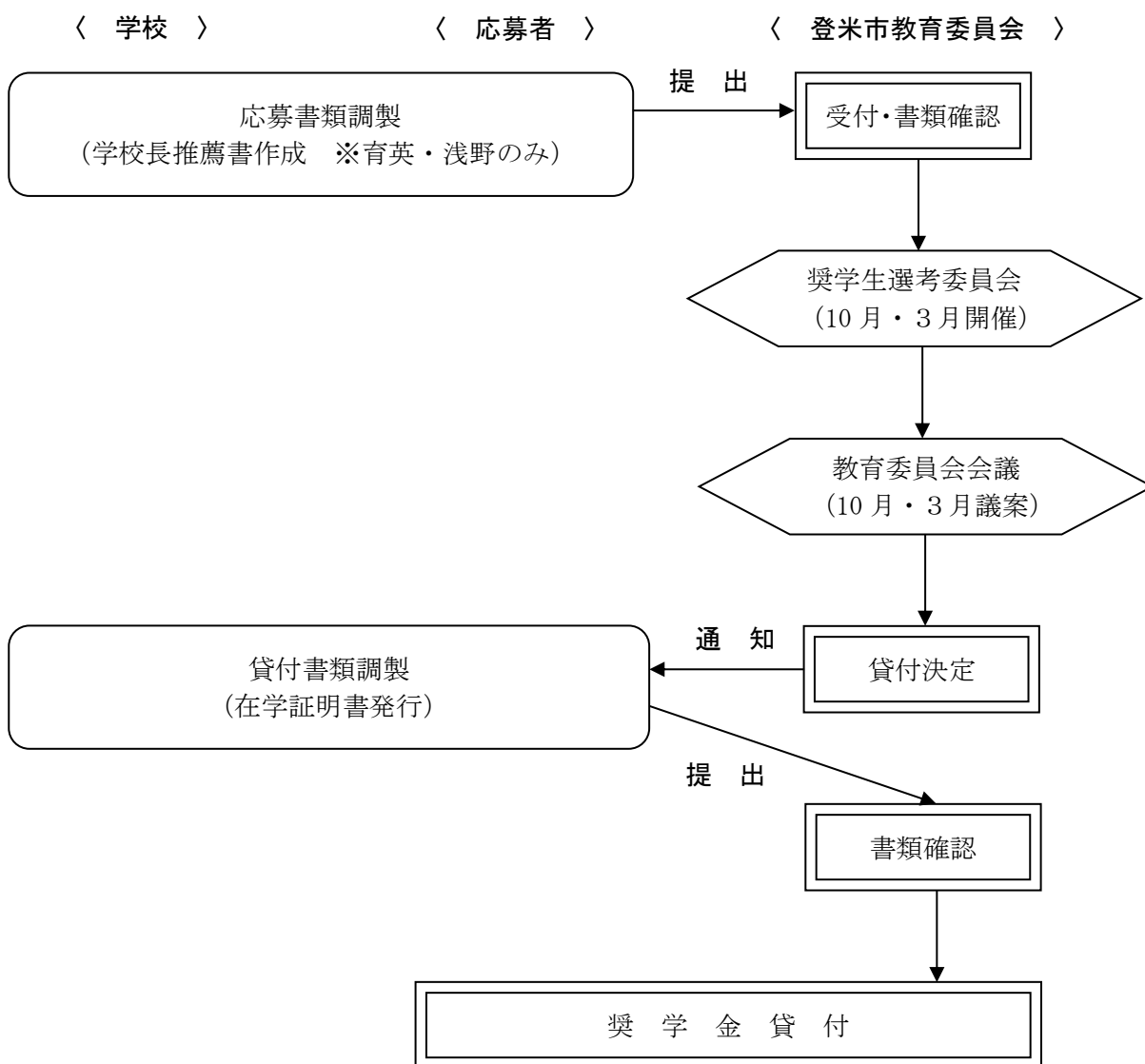
● 通学問わず・・・年額50万円以内

(4) 奨学生採用の流れ

今年度は令和8年7月1日から9月4日までの間と令和9年1月4日から2月19日までの間、年度途中に貸付けを行う奨学生と、来年度4月以降に貸付けを行う予約奨学生を募集する予定です。

受付は、登米市教育委員会 教育総務課で行い、提出書類は以下の通りです。

- ① 奨学生願書(様式第1号)
- ② 学校長推薦書(様式第2号)※上杉奨学金の場合は提出不要です。
- ③ 健康診断書 ※任意様式。学校発行のものでも可。
- ④ 住民票謄本 ※世帯全員分および連帯保証人分
- ⑤ 令和8年度納税証明書 ※世帯全員分および連帯保証人分
- ⑥ 令和7年中の世帯全員の収入が分かる書類
※所得控除のある所得証明書、確定申告書または住民税申告書の写し。
事業収入等がある場合は、収支内訳書の写し可。
給与収入のみの場合は、源泉徴収票の写し可。



3 登米市奨学生になってから

(1) 奨学生の決定

登米市奨学生と決定後、契約書等を提出していただきます。また、継続貸付者の場合は4月、新規貸付者の場合は5月に奨学生の口座に振り込みます。

(2) 異動の届出

登米市奨学生は、次のようなことに該当する場合は教育委員会まで届出を提出していただきます。

- 休学、復学、転学又は退学したとき。
- 停学その他の処分を受けたとき。
- 連帯保証人を変更したとき。
- 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(3) 奨学金の廃止

登米市奨学生は、次の場合に該当するときは、奨学金の交付を廃止することがあります。

- 傷病、疾病などのために成業の見込みがないとき。
- 学業成績又は性向が不良となったとき。
- 奨学金を必要としなくなったとき。
- 奨学生として責務を怠り、奨学生として適当でないと認められるとき。
- 在 schools で処分を受け、学籍を失ったとき。

4 貸付が終わったら

(1) 奨学金の返還

登米市奨学金の貸付期間が終了した場合、育英資金及び浅野兄妹資金は終了した翌日から起算して半年を経過後、10年以内に返還をしていただきます。上杉奨学金は貸付期間が終了し、最長3年を経過後、10年以内に返還をしていただきます。返還方法についてはどちらも月賦、半年賦、年賦を選択することができ、繰上返済も随時受け付けております。

※月額5万円で4年間の貸付を受けていた場合、

貸付総額は240万円となり、10年以内に返還していただくことになります。その際の返還額は月賦の場合、月々2万円となります。

(2) 返還の猶予

奨学生であった方が、次のいずれかに該当する場合は、返還猶予申請書を提出することで、返還を猶予することができます。ただし、猶予の期間は1年以内で、事情が継続する場合は、1年ずつ延長することができますが、最長5年までとなります。

- 災害又は傷病若しくは疾病によって返還が困難になったとき。
- その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

最後に奨学金に関するご相談は随時受け付けております。お気軽に下記連絡先までお問合せください。

登米市教育委員会 教育部教育総務課

電話 0220-34-2670 fax 0220-34-2504

Mail kyoikusomu@city.tome.miyagi.jp

○登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則

平成 17 年 10 月 5 日

教育委員会規則第 53 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日教委規則第 5 号

平成 26 年 2 月 3 日教委規則第 1 号

平成 27 年 3 月 12 日教委規則第 2 号

平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 6 号

令和元年 9 月 6 日教委規則第 6 号

令和 5 年 3 月 22 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）第 9 条の規定に基づき、登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金（以下「基金」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第 2 条 学資の貸付けを受ける者を奨学生といい、その学資を奨学金という。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を現に有し、又は過去に有していたことがあること。
- (2) 奨学生となる者が市内に住所を有していない場合は、次に掲げる者のいずれかが市内に住所を有していること。
 - ア 奨学生となる者の親権者又は未成年後見人
 - イ 奨学生となる者（成人に限る。）の生計を維持する者
- (3) 次条第 2 号に規定するいずれかの学校等に進学し、又は在学する優れた者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。

(貸付条件)

第 4 条 奨学金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利子 無利子
- (2) 校種 国内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）、短期大学、大学（大学院を除く）及びその他教育委員会が認めるもの
- (3) 貸付期間 奨学生の在学する学校の正規の修業期間内
- (4) 返還期間 10 年以内

(奨学金額の決定及び交付)

第5条 奨学金の額は、次の各号に掲げる額とし、教育委員会が決定する。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者 月額3万円以内（ただし、自宅通学は1万円以内）
- (2) 高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）、短期大学及び大学（大学院を除く。）に在学する者 月額5万円以内（ただし、自宅通学は4万円以内）

2 奨学金は、年度を2期以内に分けて原則として本人に交付する。ただし、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（奨学生願書及び奨学生推薦書の提出）

第6条 奨学金を志望する者は、次の各号の書類を現に在学又は在学した学校の長（以下「学校長」という。）に提示し、学校長の推薦書（様式第2号）を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 登米市奨学生願書（様式第1号）
- (2) 健康診断書
- (3) 住民登録票謄本
（連帯保証人）

第7条 奨学生は、奨学金の返還の責めを負うことができる資力を有する者1人を連帯保証人として立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学生の父母又は未成年後見人（以下「両親等」とする。）でなければならない。ただし、両親等が奨学金の返還の責めを負うことができる資力を有しない場合は、この限りでない。

（奨学生選考委員会の設置及び職務）

第8条 教育委員会は、奨学生を採用するための審査機関として登米市育英資金奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育委員会の命により奨学生の選考にあたるものとする。
- 3 委員会は、奨学生を選考したときは、文書をもって教育委員会に報告するものとする。
（委員及び委員長）

第9条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、中学校長会の代表（2人）、社会福祉協議会長、主任児童委員（9人）及び識見を有する者をもって充てる。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）

第10条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(審査の特例)

第 11 条 委員長は、委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員会に付すべき事案について持ち回りにより、又は送付する方法によって委員に審査させ委員会の会議に代えることができる。この場合において、当該事案は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(奨学生の採用)

第 12 条 教育委員会は、奨学生の採用について委員会の報告があったときは、速やかに決定しなければならない。

2 奨学生の年間採用者数は、基金運用計画に基づき毎年度定めるものとする。

3 教育委員会は、奨学生の採用を決定したときは、奨学生採用決定通知書(様式第 3 号)で通知するとともにその写しを学校長に送付するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、20 日以内に所定の誓約書(様式第 4 号及び様式第 4 号の 2)とともに奨学金の貸付け及び返還契約書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

5 奨学生は、求めに応じて在学及び卒業を証する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第 13 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人と連署の上、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 連帯保証人を変更したとき。

(4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項第 1 号及び第 2 号に係る届出書には、事実を証する書類を付するものとする。

(転学又は退学による奨学金の取扱い)

第 14 条 奨学生が転学又は退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。ただし、転学の場合は、その事情により継続交付することができる。

(奨学金の休止、停止及び貸付期間の短縮)

第 15 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付は休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により、奨学金の交付を停止又は奨学金の貸付期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第 16 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が消滅し、学校長の証明を付して願い出たときは、奨学金の交付を復活することができるものとする。ただし、休止又は停止されたときから 2 年を経過したときは、この限りでない。

(奨学金の廃止)

第 17 条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病、疾病などのために成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められるとき。
- (5) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 18 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第 19 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中に貸付けを受けた奨学金の金額について、連帯保証人と連署の上、奨学金借用証書（様式第 6 号）及び奨学金返還明細書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

- (1) 卒業、修了又は奨学金貸付期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付が廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第 20 条 奨学生が前条各号のいずれかに該当するときは、貸付けの終了した翌日から起算して 6 月を経過した後、奨学金の返還を開始しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦又は月賦によるものとする。
- 3 前項の規定による年賦、半年賦又は月賦による返還は、均等返還の方法によるものとする。
- 4 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定と異なる返還方法を指示することができる。
- 5 奨学金は、いつでも繰上返還することができる。
- 6 奨学金の払込みに関する手数料その他の経費は、借受人の負担とする。

7 奨学金の貸付けを受けた者が、奨学金を貸付けの目的以外に使用したとき又は貸付条件に従わなかったときは、奨学金の全額又は一部を繰上返還させることができる。

(奨学金の返還猶予)

第 21 条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金返還猶予申請書（様式第 8 号）により願い出たときは、返還を猶予することができる。

(1) 災害又は傷病若しくは疾病によって返還が困難になったとき。

(2) その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

2 返還猶予の期間は、1 年以内とする。ただし、その事由が継続するときは、願出により 1 年ずつ延長することができるものとし、ただし、その期間は、5 年を超えてはならない。

3 第 1 項の申請書には、必要に応じその事由を証する書類を添付するものとする。

(返還猶予の決定)

第 22 条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査決定し、本人に奨学金返還猶予決定通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

(死亡の届出)

第 23 条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡を証する書類を添えて直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡を証する書類を添えて直ちに届け出なければならない。

3 第 1 項の死亡届をする場合は、第 19 条の規定に準じて奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を併せて提出しなければならない。

(実地検査等)

第 24 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(委任)

第 25 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の迫町育英資金貸付基金条例（昭和 39 年迫町条例第 11 号）、育英資金貸付基金管理運営規則（昭和 39 年迫町規則第 3 号）、東和町

奨学資金貸与条例（昭和 39 年東和町条例第 7 号）、東和町奨学資金貸与規程（昭和 39 年東和町訓令第 1 号）、中田町奨学資金貸付基金条例（平成 8 年中田町条例第 11 号）、中田町奨学資金貸付基金管理運営規則（平成 8 年中田町教委規則第 1 号）、米山町育英資金貸付基金条例（平成 4 年米山町条例第 20 号）、米山町育英資金貸付基金条例施行規則（平成 5 年米山町規則第 7 号）、石越町奨学資金貸付基金条例（平成 8 年石越町条例第 7 号）、石越町奨学資金貸付基金管理運営規則（平成 8 年石越町規則第 1 号）、南方町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 40 年南方町条例第 7 号）、育英資金貸付基金運営規則（昭和 40 年南方町規則第 3 号）、津山町奨学資金貸付基金条例（昭和 44 年津山町条例第 15 号）、津山町奨学資金貸付基金条例施行規則（昭和 45 年津山町規則第 1 号）、浅野兄妹奨学資金貸付基金条例（平成 5 年豊里町条例第 1 号）、浅野兄妹奨学資金貸付基金条例施行規則（平成 5 年豊里町規則第 1 号）（以下、これらを「合併前の条例等」という。）の規定に基づいて貸し付けられた資金等の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

- 3 合併前の条例等の規定によりなされた処分、決定手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 3 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 12 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 6 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日教委規則第 6 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○上杉奨学金貸付基金管理運営規則

平成 17 年 10 月 5 日

教育委員会規則第 54 号

改正 平成 19 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成 22 年 2 月 4 日教委規則第 1 号

平成 24 年 8 月 30 日教委規則第 8 号

平成 26 年 2 月 3 日教委規則第 2 号

平成 27 年 3 月 12 日教委規則第 3 号

平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 7 号

平成 28 年 12 月 16 日教委規則第 8 号

令和元年 9 月 6 日教委規則第 6 号

令和 3 年 11 月 22 日教委規則第 8 号

令和 5 年 3 月 22 日教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）第 9 条の規定に基づき、上杉奨学金貸付基金（以下「基金」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第 2 条 学資の貸付けを受ける者を奨学生といい、その学資を奨学金という。

(奨学生の資格)

第 3 条 奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を現に有し、又は過去に有していたことがあること。
- (2) 奨学生となる者が市内に住所を有していない場合は、次に掲げる者のいずれかが市内に住所を有していること。
ア 奨学生となる者の親権者又は未成年後見人
イ 奨学生となる者（成人に限る。）の生計を維持する者
- (3) 大学（短期大学及び大学院を除く。）又は保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条に規定する学校若しくは看護師養成所に進学し、又は在学する者であること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。

(貸付条件)

第 4 条 奨学金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利子 無利子
- (2) 貸付期間 4 年以内（ただし、医学部、歯学部、薬学部（履修する課程の修業年

限が6年であるものに限る。)及び獣医学部は6年以内)

(奨学金額の決定及び交付)

第5条 奨学金の額は、年間50万円以内とし、教育委員会が決定する。

2 奨学金は、年1回原則として本人に交付する。

(奨学生願書の提出)

第6条 奨学金を志望する者は、次の各号の書類を教育委員会に提出するものとする。

(1) 上杉奨学生願書(様式第1号)

(2) 健康診断書

(3) 住民登録票謄本

(連帯保証人)

第7条 奨学生は、奨学金の返還の責めを負うことができる資力を有する者1人を連帯保証人として立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学生の父母又は未成年後見人(以下「両親等」という。)でなければならない。ただし、両親等が奨学金の返還の責めを負うことができる資力を有しない場合は、この限りでない。

(奨学生選考委員会の設置及び職務)

第8条 教育委員会は、奨学生を採用するための審査機関として上杉奨学金奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、教育委員会の命により奨学生の選考にあたるものとする。

3 委員会は、奨学生を選考したときは、文書をもって教育委員会に報告するものとする。

(委員及び委員長)

第9条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、中学校長会の代表(2人)、社会福祉協議会長、主任児童委員(9人)及び識見を有する者をもって充てる。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(審査の特例)

第11条 委員長は、委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員会に付すべき事案について持ち回りにより、又は送付する方法によって委員に審査させ委員会の会議に代えることができる。この場合において、当該事案は、委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、委員長の決するところによる。

(奨学生の採用)

第12条 教育委員会は、奨学生の採用について委員会の報告があったときは、速やかに決定しなければならない。

- 2 奨学生の年間採用者数は、基金運用計画に基づき毎年度定めるものとする。
- 3 教育委員会は、奨学生の採用を決定したときは、奨学生採用決定通知書(様式第2号)で通知するとともにその写しを学校長に送付するものとする。
- 4 前項の通知を受けた者は、20日以内に所定の誓約書(様式第3号及び様式第3号の2)とともに奨学金の貸付け及び返還契約書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 奨学生は、求めに応じて在学及び卒業を証する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人と連署の上、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき。
 - (3) 連帯保証人を変更したとき。
 - (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- 2 前項第1号及び第2号に係る届出書には、事実を証する書類を付するものとする。

(転学又は退学による奨学金の取扱い)

第14条 奨学生が転学又は退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。ただし、転学の場合は、その事情により継続交付することができる。

(奨学金の休止、停止及び貸付期間の短縮)

第15条 奨学生が休学、長期欠席、又は傷病、疾病などのために成業の見込みがないときは、奨学金の交付は休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により、奨学金の交付を停止又は奨学金の貸付期間を短縮することができる。

(奨学金の復活)

第16条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が消滅し、学校長の証明を付して願い出たときは、奨学金の交付を復活することができるものとする。ただし、休止又は停止されたときから2年を経過したときは、この限りでない。

(奨学金の廃止)

第 17 条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (2) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められるとき。
- (4) 在 school で処分を受け、学籍を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 18 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

2 奨学生は、経済的事情が改善された場合は、直ちに教育委員会に対して奨学金の辞退を申し出るものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第 19 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中に貸付けを受けた奨学金の金額について、連帯保証人と連署の上、奨学金借用証書（様式第 5 号）及び奨学金返還明細書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

- (1) 卒業、修了又は奨学金貸付期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付が廃止されたとき
- (4) 奨学金を辞退したとき。

(奨学金の返還)

第 20 条 奨学生が前条各号のいずれかに該当するときは、そのときから起算して最長 3 年を経過後、10 年以内に奨学金の返還を完了しなければならない。

2 前項の奨学金の返還は、年賦、半年賦又は月賦によるものとする。

3 前項の規定による年賦、半年賦又は月賦による返還は、均等返還の方法によるものとする。

4 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

5 奨学金は、いつでも繰上返還することができる。

6 奨学金の払込みに関する手数料その他の経費は、借受人の負担とする。

7 奨学金の貸付けを受けた者が、奨学金を貸付けの目的以外に使用したとき又は貸付条件に従わなかったときは、奨学金の全額又は一部を繰上返還させることができる。

(奨学金の返還猶予)

第 21 条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金返還猶予申請書（様式第 7 号）により願い出たときは、返還を猶予することができる。

(1) 災害又は傷病若しくは疾病によって返還が困難になったとき。

(2) その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

2 返還猶予の期間は、1 年以内とする。ただし、その事由が継続するときは、願出により 1 年ずつ延長することができものとし、ただし、その期間は、5 年を超えてはならない。

3 第 1 項の申請書には、必要に応じその事由を証する書類を添付するものとする。

（返還猶予の決定）

第 22 条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査決定し、本人に奨学金返還猶予決定通知書（様式第 8 号）を交付するものとする。

（死亡の届出）

第 23 条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡を証する書類を添えて直ちに届け出なければならない。

2 奨学生であった者が、奨学金の返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡を証する書類を添えて直ちに届け出なければならない。

3 第 1 項の死亡届をする場合は、第 19 条の規定に準じて奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を併せて提出しなければならない。

（実地検査等）

第 24 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

（貸付金寄附者への報告）

第 25 条 教育委員会は、毎年度末における基金の管理運営状況について寄附者へ報告しなければならない。

（委任）

第 26 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 4 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 30 日教委規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 3 日教委規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 12 日教委規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日教委規則第 7 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 16 日教委規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 6 日教委規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 22 日教委規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日教委規則第 7 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。